

令和6年度 五島保健所事業概要
(計画編)

長崎県五島保健所（長崎県五島振興局 保健部）

1 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項

1. 1 広報・啓発

【事業目的】

人口の少子・高齢化や生活習慣病の増加という疾病構造の変化等に対応し、生活習慣病の予防に関する知識の普及、高齢者の生活指導、地域住民の積極的な健康づくりに資する広報・啓発を行う。

【現状と課題】

- ・健康関連情報が氾濫し、また、地域住民の保健医療情報に関するニーズが増大・多様化する中で、地域住民に正確な情報を迅速かつ積極的に提供し、健康への意識を高めることがますます重要になっている。
- ・必要に応じて、五島市と情報を共有し情報の提供を行っている。

【計画】

- ・関係機関及び住民に対し、ホームページなどによる公衆衛生情報の発信
- ・地域住民や関係機関と協働した啓発活動
- ・地域住民が積極的に健康づくりに向けた意識を持つよう、各種講演会や研修会の開催
- ・五島市・管内関係機関などが行う講演会等の講師としての職員の派遣

1. 2 地域保健研修

1.2.1 管内地域保健関係職員等研修事業

【事業目的】

地域の実情に即した幅広い分野の研修を実施することにより、五島市職員を中心とした地域保健関係職員、医療・福祉・介護関係職員及び保健所職員の資質向上を図り、地域保健対策の円滑な推進を図る。

【現状と課題】

地域保健対策に係る人材は、公衆衛生の最新の専門知識に基づく指導的役割はもとより地域保健の現場を支える実践力、健康危機管理への対応能力、虐待や精神の個別困難ケースへの対応等、様々な情勢や住民ニーズの多様化に対応していく必要があるため、関係機関からの要望等に応じ研修会を開催している。

【計画】

- ・各種研修会の情報を関係機関及び五島市に周知し、研修への参加を促す。
- ・市町職員等地域保健関係者の研修に係る企画調整

1.2.2 学生等教育研修事業

【事業目的】

地域の保健医療を担う人材の育成や公衆衛生に理解のある保健医療関係者の人材を確保するため、大学等の要請を踏まえて研修生や学生を受け入れ保健所事業や公衆衛生活動の実践的指導を行う。

【現状と課題】

- ・年間をとおして次の学生実習を受け入れている。
長崎大学の「離島医療・保健実習（医学部生、薬学部生、歯学部生、保健学科生対象）」および「地域・国際助産学実習（助産師養成コース生対象）」、長崎県立大学シーボルト校の「しまの健康実習（看護学科生対象）」および「公衆栄養臨地実習（管理栄養士養成コースを対象）」
- ・実習終了後、大学が開催する離島医療教育研究会や実習報告会、指導者会議等で実習の評価および次年度の実習方法等について協議し共通認識を図ることが必要である。
- ・長崎大学の「離島医療・保健実習」では、事例検討のテーマを事前に周知し事前学習を促している。保健所事業や公衆衛生活動の理解を深めるために、事例検討の事例は、臨場感が感じられる事例を選定している。

【計画】

- ・長崎大学離島医療・保健実習（月1回程度）を受け入れる。
- ・長崎大学大学院保健学専攻（助産師養成コース）実習（年1回）を受け入れる。
- ・長崎県立大学看護学部「しまの健康実習」（年1回）を受け入れる。
- ・公衆栄養学臨地実習（年1回程度）を受け入れる。
- ・学生実習における大学との連携（随時）

2 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項

2. 1 統計調査

【事業目的】

各調査の目的に応じた適切な調査を行うことで、地域の保健衛生行政に必要な基礎資料を得る。

【現状と課題】

- ・保健所では、次の保健衛生統計に関する調査のとりまとめを行っている。
国民生活基礎調査、人口動態調査、医師・歯科医師・薬剤師調査、医療従事者調査、医療施設静態・動態調査、病院報告、患者調査、受療行動調査等
- ・この統計調査は、国の委託業務であり、保健所でとりまとめたものを、県を通じて厚生労働省へ報告している。集計した結果は、統計書により公表されている。関係機関の要望により公表できるデータの提供等を行っている。

【計画】

- ・毎月、人口動態調査、医療施設調査（動態調査）、病院報告（患者票）を行う。
- ・毎年、地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例（年度報）を行う。
- ・令和6年度は、衛生行政報告例（隔年報）、医師・歯科医師・薬剤師調査、医療業務従事者調査、調理師業務従事者調査、国民生活基礎調査（小規模調査）、社会保障・人口問題基本調査（世帯動態調査）を行う予定。

3 栄養の改善及び食品衛生に関する事項

3. 1 栄養改善対策

【事業目的】

県民が自ら食生活改善に取り組み、健康的な生活習慣を定着させるために、関係機関と連携し支援体制を充実させるとともに、食に関する環境整備を行う。

【現状と課題】

- ・管内の給食施設種について、高齢化に伴い老人福祉施設が占める割合が多いが、特に小規模の老人福祉施設では栄養管理のための基準等が明確でないため、個別巡回及び集団指導により給食の質の向上を目指す必要がある。
- ・R4年度に五島市行政栄養士と共催で「五島市民における食生活実態調査」を実施し、栄養・食生活の課題抽出・現状把握を行った。得られた課題から効果的な事業展開へ向けて、業務検討会の実施が必要である。
- ・食品栄養成分表示について、関係機関、部署と連携し、食品表示表及び健康増進法に基づいた相談・指導を行っている。

【計画】

- ・特定給食施設等指導（集団 1回以上 ・ 個別巡回：35施設以上）
- ・市町栄養改善業務の支援（業務検討会の実施）
- ・栄養成分表示に関する相談、指導
- ・国民・健康栄養調査の実施（地区が該当した場合のみ）

3. 2 食品衛生対策

3.2.1 食品取扱施設の許可及び監視指導

【事業目的】

食品衛生法及び長崎県食品衛生に関する条例に基づき、食品営業施設の許可並びに届出受理を行い、計画的に立入・収去検査を実施することにより、販売、製造、流通する食品の安全性確保を図る。

【現状と課題】

- ・食品営業施設に対しては事前指導を行い、許可等を行っている。
- ・監視指導については食品事故の多い夏期や年末、イベント開催時など集中して監視を行っている。

【計画】

- ・食品衛生法及び長崎県食品衛生に関する条例に基づき、施設基準等について事前指導を行い、食品営業施設の許可等を行う。
- ・監視指導計画に基づき、食品営業施設等への立ち入り監視指導、食品等の収去検査を行い、違反を発見した場合は改善指導、食品の回収・廃棄等の措置を行う。

3.2.2 食中毒防止対策事業

【事業目的】

食品衛生思想の普及啓発を図り、飲食に起因する衛生上の危害を未然に防止する。

【現状と課題】

管内での食中毒発生件数は、令和5年度は0件であった。

【計画】

- ・食品衛生月間行事や食品営業施設一斉巡回指導の実施、講習会への講師派遣等により食品衛生思想の普及啓発を図る。
- ・食中毒注意報発令時に関係機関への伝達を行い、注意を促す。

3.2.3 HACCP に沿った衛生管理

【事業目的】

食品関係事業者に導入が義務付けられている HACCP に沿った衛生管理の定着を図ることで、県内で製造、加工、調理、販売等される食品の安全性を確保する。

【現状と課題】

管内での導入を進めており、今後定着を図っていく必要がある。

【計画】

- ・長崎県独自の簡易 HACCP（ながさき HACCP）を利用し、食品製造施設等に対し、導入への情報提供・助言を行う。
- ・新規事業者等を対象とした講習会を実施し、HACCP 導入を支援する。
- ・食品営業施設への立ち入り時に HACCP 取組み状況を確認し、衛生管理に関する助言等の支援を実施する。

3.2.4 カネミ油症被害者対策

【事業目的】

長崎県油症対策委員会が被害者検診や被害者の健康管理指導ならびに患者の認定診査を実施、カネミ油症被害者への対応を行っている。

【現状と課題】

管内では長崎大学医学部を中心とする油症検診班が、五島市福江町・玉之浦町・奈留町において一斉検診を実施している。

【計画】

カネミ油症検診を円滑に実施するため、人員および物品の運送計画、事前準備等を行う。

4 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項

4.1 生活衛生対策

4.1.1 営業施設の衛生確保事業

【事業目的】

旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理（美）容師法、クリーニング業法に関する許可指導及び助言指導により、県民の日常生活にきわめて深い関係のある生活衛生関係の営業について衛生水準の維持・向上を図る。

【現状と課題】

旅館業法改正に伴う規制緩和、農林漁業等体験民宿業、住宅宿泊事業法に基づく民泊サービス営業等、営業形態の多様化に伴い、営業者における衛生管理責任への意識の希薄化がある。

【計画】

- ・年間を通しての監視計画に基づく計画的な監視指導
- ・各施設に対し、状況に応じた適切な助言・指導の実施
- ・旅館ホテル及び公衆浴場におけるレジオネラ症発生防止のための監視強化
- ・各組合等の要請に応じて、旅館及び理・美容所の営業者を対象に衛生講習会を開催する。

4.1.2 ビル管理法に基づく衛生確保事業

【事業目的】

県民多数の者が使用し、又は、利用する建築物の維持管理に関し、衛生的な環境の確保をはじめ、公衆衛生の向上・増進を図る。

【現状と課題】

特定建築物の衛生的環境の確保

【計画】

特定建築物における衛生的環境の確保を図るため、監視計画に基づき監視指導を行う。

4.1.3 遊泳用プールの監視指導

【事業目的】

遊泳用プールの衛生的な環境の維持・向上を図る。

【現状と課題】

遊泳用プールの安全・衛生の確保

【計画】

遊泳用プール等の監視・指導

4.1.4 水道施設の衛生確保事業

【事業目的】

県知事認可の水道施設（上水道、簡易水道）について、適正な維持管理の徹底を図るため立入検査を実施する。

【現状と課題】

水道施設を囲うフェンスが破損している等、水道水の安全性上、問題がある施設が存在する。

【計画】

管内の水道施設への計画的な立入検査の実施

4.1.5 温泉の保護と適正利用の推進

【事業目的】

温泉の保護と適正な利用を推進し、住民の保健的利用や癒し効果の増進に努める。

【現状と課題】

温泉利用施設の安全・衛生の確保

【計画】

温泉法に基づく許認可業務、温泉利用施設への立ち入り調査及び指導

4.2 生活排水（浄化槽）対策

【事業目的】

- ・浄化槽の適切な維持管理を指導・啓発することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。
- ・浄化槽管理者への維持管理指導、保守点検の啓発などを行い、管理者による適切な維持管理を促す。
- ・浄化槽保守点検業者への指導及び登録事務などを行い、健全な業者を育成指導する。

【現状と課題】

- ・指定検査機関（（一財）長崎県浄化槽協会）による法定検査において、不適正と判定された浄化槽（みなし浄化槽を含む「以下同じ」）や法定検査受検拒否者に対して、適切な維持管理を実施するよう指導が必要である。
- ・法定検査における不適正理由の中には、保守点検業者や清掃業者による管理や清掃が不十分なものも見受けられるため、これら事業者に対しても適宜指導が必要である。

【計画】

- ・指定検査機関と連携をとり、法定検査の進捗状況や台帳情報などを把握する。
- ・浄化槽設置届などについて、長崎県浄化槽事務取扱要領に基づき処理を行い、建築部局及び市町と浄化槽台帳の情報を共有する。

- ・法定検査結果に基づき、浄化槽管理者、保守点検業者及び清掃業者に対し、必要な維持管理作業を行うよう指導する。
- ・法定検査結果について、必要に応じて市町へ情報を提供するとともに、不適正浄化槽等の改善指導を実施する。

4. 3 廃棄物対策

4.3.1 一般廃棄物対策推進事業

【事業目的】

一般廃棄物の適正処理を指導・監督し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【現状と課題】

「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、管内においても広域で効率的な廃棄物の処理体制が整備されることとなるが、一方で各地区に存在している廃焼却炉の計画的解体及び最終処分場の適正な廃止手続きを行っていく必要がある。

【計画】

一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場、し尿処理施設、リサイクル施設等）の整備並びに同施設の維持管理、適正処理についての調査・指導・監督。

4.3.2 産業廃棄物対策推進事業

【事業目的】

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者等に対し、監視・指導を行い、不法投棄の防止など生活環境の保全を図る。

【現状と課題】

近年では、県内においても廃棄物不適正処理事案や、産業廃棄物処理業者に係る行政処分の実施など、廃棄物行政に係る違反事例はあとを絶たず、不適正処理の未然防止が大きな課題となっている。

【計画】

- ・職員及び廃棄物適正処理推進指導員による廃棄物処理業者への立入検査実施計画の策定・実施
- ・産業廃棄物処理業者への研修会の実施
- ・建設リサイクル法に基づく届出者への立入の実施

4.3.3 PCB 廃棄物対策事業

【事業目的】

PCB保管事業者に対し、監視・指導を行い、不適正処理や飛散流出防止など生活環境の保全を図る。

【現状と課題】

- ・PCB 廃棄物は大きく分けて高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物に区分され、

どちらも処理期限が規定されていることから、早期の発見と処理が必要となっている。

高濃度 PCB 廃棄物:令和 7 年 3 月 31 日

(※既に長崎県が属するエリアの元々の処理期限は過ぎたが、令和 4 年度に延長された。)

低濃度 PCB 廃棄物; 令和 9 年 3 月 31 日

- ・現時点で五島管内に PCB 含有安定器を含む高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者は存在しないが、低濃度 PCB 廃棄物の保管事業者は五島管内に 3 事業所存在しており、保管及び処分に係る指導を行う必要がある。

【計画】

- ・「PCB 廃棄物の保管及び処分・使用状況報告書」の受理及び適正保管・期間内処理の指導
- ・保管事業者への定期的な立入の実施・適正処理の指導（年 1 回）

4.3.4 リサイクル推進事業

【事業目的】

- ・県民、事業者等への各種リサイクル法の周知徹底に努め、連携・協働して廃棄物の排出抑制や再資源化に取り組む。
- ・廃棄物の排出抑制や再資源化に取り組むための環境を考えた処理体系構築を図る。

【現状と課題】

- ・建設リサイクル法関係では、再生砕石へのアスベスト混入防止、家屋を解体する際のフロン類含有機器（冷凍機等）の取扱いへの注意喚起を行っている。
- ・自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の引取、フロン類回収、解体、破砕まで適切になされるよう、登録業者及び許可業者に計画的に立入検査を実施するなど、関係者への啓発・指導が必要である。

【計画】

- ・管内市町環境部門との連絡調整及び連携強化
- ・建設リサイクル法関係
建築部局と合同で解体現場等のパトロールを実施し、分別解体や廃棄物の適正処理の指導を行う。【合同パトロール回数 2 回/年（6 月及び 10 月）】
- ・自動車リサイクル法関係
自動車リサイクル登録業者及び許可業者への立入検査を行い、適正処理について指導を行う。
- ・廃棄物処理業者等への立入検査の実施

4.3.5 不法投棄及び違法焼却対策

【事業目的】

不法投棄や違法焼却の防止、原状回復を指導し、生活環境の保全を図る。

【現状と課題】

- ・五島市や警察、海上保安庁等と協力し不法投棄防止のパトロールや看板設置を行っている。不法投棄は、特に一般廃棄物の投棄の件数が多く、県民への周知徹底が必要である。
- ・違法焼却の禁止の周知を図っている。年に数回の苦情が発生しており、引き続き周知徹底が必要である。

【計画】

- ・職員及び廃棄物適正処理推進指導員による定期的なパトロールの実施
- ・不法投棄及び違法焼却を発見した際の原状回復の指導の実施
- ・関係機関との不法投棄監視合同パトロール及び周知活動の実施（6月の環境月間）

4. 4環境保全対策

4.4.1 公共用水域及び地下水等の監視

【事業目的】

公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視し、快適な水環境の維持を推進する。

【現状と課題】

- ・福江川は平成10年頃までは環境基準を複数の項目で達成できていなかった。平成14年1月に県から「生活排水対策重点地域」に指定され、福江市（当時）が「福江川流域生活排水対策推進計画」を策定し、五島市と県が共同して浄化槽設置促進など各種の対策を講じており、平成20年度以降はBODの環境基準を達成している。
- ・福江川以外の河川及び海域についてもBOD、CODの環境基準を達成している。
- ・海水浴場については例年「水質AA」であり、「適」に分類されている。

【計画】

- ・管内公共用水域の水質調査の実施（海域4地点（年6回）、河川5地点（年6回））
- ・海水浴場水質調査の実施 2地点（遊泳前及び遊泳中の2回）

4.4.2 大気汚染防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

工場及び事業場から排出されるばい煙及び粉じん、建築物等の解体等に伴う特定粉じん（石綿）の排出等を規制することによって、大気の汚染の防止を図り、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。

【現状と課題】

- ・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業現場への立入検査を適宜行っている。これまでのところ特段大きな問題は発生していないが、引き続き大気汚染防止のために監視を行う必要がある。
- ・大気汚染防止法改正により令和4年4月から、建築物の解体等における石綿含有建材の有無に係る事前調査結果について、専用システムからの報告が義務化された。

また令和5年10月からは有資格者による事前調査の実施についても義務化された。

【計画】

- ・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業現場への立入検査・指導の実施
- ・石綿事前調査結果報告システムで報告される調査結果の確認

4.4.3 水質汚濁防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制することによって、公共用水域の汚濁の防止を図り人の健康を保護するとともに生活環境を保全すること。

【現状と課題】

- ・特定事業場への立入検査を計画的に行い、排水基準が適用される事業場については採水検査を実施している。管内のほとんどの事業場は排水基準に適合しているが、維持管理等の不備から排水基準を超過する事例が時折見受けられるため、引き続き水質汚濁防止のために監視を行う必要がある。
- ・平成24年6月の水質汚濁防止法改正により、有害物質使用特定施設を設置する事業場については構造基準の遵守が義務付けられている。既設分も平成27年6月から構造基準が適用されている。

【計画】

- ・排水基準が適用される特定事業場への採水検査（年1回以上）
- ・有害物質使用特定施設の設置者に対する構造基準の周知徹底
- ・特定事業場への立入検査・指導の実施

4.4.4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導

【事業目的】

事業場から公共用水域や大気に排出されるダイオキシンを規制することによって、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。

【現状と課題】

特定施設への立入検査を適宜行っている。過去、排出ガス中のダイオキシン類が排出基準を超過したため、施設の改善が完了するまで施設を停止した事例が平成28年度に1件ある。引き続き人の健康の保護及び生活環境を保全するために、監視を行う必要がある。

【計画】

- ・特定施設への立入検査・自主測定結果の報告に関する指導の実施
- ・地域環境課と合同での立入検査（煙道排出ガス測定を含む）の実施

4.4.5 環境教育関係業務

【事業目的】

- ・環境教育・学習や地域コミュニティを通じ、県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくりを行う。
- ・環境に関する民間活動を育成・支援し、地球環境問題等への取組みを広報・啓発する。

【現状と課題】

県民意識の高揚に向けた環境教育、普及啓発の推進が重要である。

【計画】

地域の施設、学校、関係機関や団体等に対する環境教育のための研修

4.4.6 公害苦情対応

【事業目的】

典型7公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）やこれら以外の公害の苦情に基づいて、原因の特定を行い、人の健康の保護と生活環境を保全、もしくは不安の払拭を図る。

【現状と課題】

苦情受付時には主に五島市生活環境課と連携し原因特定を行っている。原因が不明、原因が違法行為ではない、という場合もあり、このような場合でも苦情申立者の不安を払拭しなくてはならない。

【計画】

関係機関との連携体制を保ち、様々な苦情に迅速的確に対応可能な体制を作る。

4.4.7 地球温暖化防止対策

【事業目的】

地球温暖化防止活動の普及のため地球温暖化に関する情報提供及び啓発、各取組みに関する支援を行う。

【現状と課題】

地球温暖化に関する問題が顕在化している。

【計画】

- ・県民への地球温暖化防止のため省エネルギー、省資源活動への取組等の周知、情報の提供
- ・地球温暖化防止対策等の指導・啓発

4.4.8 大気汚染情報（注意報等）の発信

【事業目的】

大気の汚染の状況を常時監視し、人の健康を保護するために必要な措置をとる。

【現状と課題】

- ・一般環境大気測定局を設置して大気汚染状況の常時監視を実施している。
- ・平成19年より光化学オキシダントの測定を開始しているが、例年環境基準を達成できていない。五島地区においては過去3度注意報喚起を実施した（平成19年度、令和元年度、令和2年度）。
- ・平成25年3月より微小粒子状物質（PM2.5）の測定を開始しているが、五島地区においては平成27年3月、令和5年1月に注意喚起を実施した。

【計画】

注意報発令、注意喚起発令時の県民からの健康被害等相談の受付

4.4.9 未来環境条例指定地区巡回指導

【事業目的】

文化遺産の存する地域等未来環境条例で指定された地区の環境美化に努める。

【現状と課題】

指定地区でのごみの投げ捨て防止及び喫煙禁止区域における違反行為がみられるため、継続した巡回指導及び制度に関する周知が必要である。

【計画】

未来環境条例における指定地区の巡回及び指導

4.4.10 環境放射線監視

該当なし

4.5 動物愛護対策

【事業目的】

「人と動物が共生する住みよい社会」の実現に向けて、動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適切な飼育方法等を普及啓発する。

【現状と課題】

① 犬猫の引き取り

- ・令和元年度以降、多頭飼育に起因する引き取りが度々起こっている。引き続き、飼い主に対し動物愛護精神の普及啓発を行う。
- ・野良猫への無責任な餌やりに対する苦情が増加傾向にある。

② 犬猫の譲渡促進

- ・犬猫の譲渡を積極的に支援することで、犬猫の生存の機会を増やす。

③ 動物取扱業者の監視指導

- ・「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」に基づき、動物取扱業者への監視指導を実施する。

【計画】

- ・令和5年4月から新たに施行された「長崎県動物の愛護及び管理に関する条例」

の周知を行い、動物愛護精神の醸成を図る。

- ・飼い主への終生飼養、繁殖制限等の普及啓発を行うことにより、引き取り頭数の減少を図る。
- ・野良猫に餌やりをする人に対する指導を実施するとともに、市と協力して地域猫活動の推進に努める。
- ・里親登録制度や動物愛護ネットワーク等を周知させることで、犬猫の譲渡を促進する。
- ・動物取扱業者への監視指導を行い、動物取扱責任者講習会を実施する。

4. 6 狂犬病予防対策

【事業目的】

飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の推進、違反犬の捕獲抑留等を実施し、狂犬病の発生を予防し、発生のない状態を維持していく。

【現状と課題】

① 違反犬の抑留

- ・狂犬病予防法による違反犬の捕獲及び抑留により平成 26 年度から違反犬捕獲頭数は年度あたり 10 頭前後で推移している。

② 犬の登録及び予防注射

- ・過去 5 年間に於いて、犬の登録頭数は減少を続けている。狂犬病予防注射率は 65～70%間を推移している。(令和 5 年度 登録頭数：1,422 頭、予防注射率：66.5%)

③ 咬傷事故

- ・年に数件の咬傷事故の発生があり、犬の検診を行って狂犬病に罹患しているか否かを確認している。

【計画】

- ・狂犬病予防法に基づく違反犬の捕獲、抑留の実施を行う。
- ・犬の飼養者に対して、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施の指導及び普及啓発を行う。
- ・咬傷事故発生時において、加害犬の確実な検診を行うとともに、飼養者等に対して適正飼育の指導を徹底し、再発防止に努める。

4. 7 と畜検査・と畜場の衛生指導

【事業目的】

食用に供される獣畜の適正な処理を図り、食肉の安全を確保する。

【現状と課題】

H26 年度五島管内に新と畜場が完成した。それに伴いと畜場の衛生確保を目的に新たな標準作業手順の設置をし、施設管理者・従事者への衛生指導を行っている。と畜場 HACCP については H29 年度に導入し、併設する食肉処理施設は R2 年度に HACCP を導入した。

今後は、導入した HACCP が適切に運用できているか適宜確認し、指導助言を行っ

ていく必要がある。

【計画】

- ・と畜検査の実施及びその結果に基づく措置
- ・と畜場への立入り及び従事者講習会を通しての衛生指導
- ・外部検証に基づく衛生指導

5 医事及び薬事に関する事項

5.1 適正医療確保

5.1.1 医療機関立ち入り検査

【事業目的】

医療法第25条第1項の規定に基づき、管内病院及び診療所（歯科を含む）が医療法等関係法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているかについて検査及び指導することにより、医療施設における医療の安全を確保する。

【現状と課題】

- ・病院4施設、一般診療所39施設（有床7施設、無床32施設）、歯科診療所14施設（R6.4.1現在）
- ・病院については、県が定める重点項目及び前年度検査時の指摘事項を中心に立入検査を実施する。
- ・診療所については、「診療所医療調査実施要領」に基づき、1施設あたり3年から5年ごとに立入調査を実施する。
- ・医療機関立入検査等は、各保健所において実施しているが、県下での検査の均一化や遵守率の向上を図ることが求められている。

【計画】

- ・病院4施設の立入検査及び指導を行う。
- ・R6年度は、一般診療所12施設、歯科診療所7施設の立入調査及び指導を行う。
- ・医療政策課及び医師会等と連携した各種講習会の開催
- ・医療機関の医療機能に関する状況把握及び医療政策課との情報共有
- ・立入検査等において判明した問題点について、医療機関に対し適切な助言・指導を行う。

5.1.2 医療施設・施術所施設・衛生検査室の開設届、変更届等の申請事務

【事業目的】

医療施設等に係る開設、変更等の申請審査・受理及び法に基づく指導を行う。

【現状と課題】

- ・随時、医療機関の開設及び構造設備等に係る許認可、届出等の受付を行っている。
- ・申請や届出の遅れが散見されるため、制度の周知を改めて行なう必要がある。

【計画】

医療機関の開設及び構造設備等に係る許認可、届出等の受付

5.1.3 指定医療機関指定申請事務

【事業目的】

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく結核指定医療機関の指定、変更等の申請審査・受理

- ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく被爆者一般疾病医療機関の指定、変更等の申請審査・受理

【現状と課題】

随時、申請審査・受理及び進達、指定書の交付事務を行っている。

【計画】

申請審査・受理及び進達、指定書の交付を行う。

5.1.4 免許申請事務（医療従事者・栄養士・調理師）

【事業目的】

医療従事者、看護職員および栄養・調理従事者の免許登録、籍訂正等の手続きを円滑に行う。

【現状と課題】

ホームページに保健所で受付を行っている免許の種類等を掲載し、申請に必要な情報が得られるよう関連先へリンクしている。また、随時、窓口対応及び申請事務を行っている。

【計画】

随時、各種免許登録、籍訂正等の申請受理及び進達、免許証の交付を行う。

5.1.5 医療安全相談センター

【事業目的】

医療に関する患者・家族等の苦情や相談に対応することにより、医療の安全と信頼を高めるとともに医療機関への情報提供を通じて患者サービスの向上を推進し、医療の安全と向上を図る。

【現状と課題】

患者及びその家族の医療に対する意識が高まっており相談内容も多岐に渡る場合も多く、基本は患者家族に寄り添いながらも中立的な立場としての助言を行うことが必要となる。

【計画】

- ・地元関係機関との連携により、患者と医療機関とのより良い関係構築を図る。
- ・年1回、医師、歯科医師、住民代表を委員とする連絡調整会議を開催し、事業への意見や助言をいただくことにより、事業の改善を図る。

5.2 医薬品等安全対策

5.2.1 薬機法に基づく監視指導

【事業目的】

医薬品等について、製造から販売、使用に至るまで、その品質や安全性、有効性を確保するために、関係者に対し監視・指導・取締を行う。

【現状と課題】

管内の薬局・医薬品販売業許可施設数は、薬局19件、卸売業者7件、店舗販売業者7件、特例販売業者0件、配置販売業者1件、高度管理医療機器販売業者25件の計59件である。医薬品等の品質、有効性、安全性を確保し、その適正使用を推進するため、管内の医薬品販売業者に対して随時立入検査を実施し、医薬品等の適正管理について監視指導を行っている。

【計画】

薬事に係る各許可業者・取扱施設に対し、効率的、効果的に監視指導を実施する。

5.2.2 毒物及び劇物取締法に基づく監視指導

【事業目的】

毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、販売業者等の指導・取締を行う。

【現状と課題】

管内の毒物劇物販売業登録施設数は、一般販売業者19件、農薬用品目販売業者11件の計30件である。毒物及び劇物取締法に基づき、毒物、劇物に起因する事故の発生防止のため、毒物劇物販売業の監視指導を行っている。

【計画】

農薬等に関する事故を未然に防止するため、毒物劇物取扱事業所に対し、計画的な立入調査を実施し、監視指導を行うと共に、毒物劇物の適正使用について指導・啓発を行う。

5.2.3 麻薬及び向精神薬取締法等に基づく監視指導（不正けし及び大麻を含む）

【事業目的】

麻薬・向精神薬及び覚せい剤等(以下、麻薬等)の乱用による保健衛生上の危害を防止するため、麻薬等の取扱者に対し指導・取締を行う。

【現状と課題】

管内の麻薬取扱施設は、病院診療施設14件、麻薬小売業者17件、麻薬卸売業者数3件の計34件である。各取扱施設に対し、医療用麻薬・向精神薬の適正使用と管理について監視指導を行っている。

【計画】

麻薬に係る各取扱施設に対し、効率的、効果的に監視指導を実施する。

5.2.4 薬物乱用を根絶する地域社会づくり

【事業目的】

麻薬・覚醒剤等薬物乱用による保健衛生上の危害防止について意識の高揚を図り、薬物乱用を許さない社会環境づくりを目指す。

【現状と課題】

- ・覚醒剤、シンナー、大麻、麻薬、向精神薬、危険ドラッグ等薬物の乱用は、全国的に蔓延し、乱用者による凶悪な犯罪が発生するなど薬物の乱用は深刻な社会問題となっている。このような状況に対処するため、広報・啓発活動を主として実施している。
- ・不正大麻・けし撲滅運動にて、五島市及び警察署等関係機関と連携し不正大麻・けしを発見・抜去している。

【計画】

- ・薬物乱用防止指導員協議会及び指導員研修会の開催
- ・薬物乱用防止に関するキャンペーン等の実施・啓発
- ・薬物乱用防止教室の支援や地域住民からの薬物に関する相談対応
- ・自生している不正けしを計画的に抜去する。また新たに発見した不正大麻・けしについては速やかに対応するとともに、土地管理者等に対する啓発指導を行う。

5.2.5 献血推進

【事業目的】

医療用血液等を適正に確保するため、健康な人々に善意の献血を依頼し、あわせて献血思想の普及と献血組織の育成・充実を図る。

【現状と課題】

治療に必要な輸血用血液製剤を確保し、血液の安定供給を図るため献血の必要性について市民の理解を求め、献血推進運動を展開している。

【計画】

- ・献血日程の周知及び協力の依頼並びに五島保健所地区献血担当者会議の開催
- ・五島市、長崎県赤十字血液センター等関係団体との連携強化

6 保健師に関する事項

6. 1 保健師に関すること

【事業目的】

予防の視点を持ち、地域生活に軸足を置いた保健活動が実践できる保健師の計画的な人材育成を行う。

【現状と課題】

- ・保健事業の分業化・細分化、業務分担や分散配置の進行に伴い、地域を俯瞰する力の脆弱化や分散配置された保健師に同職種によるOJTができないなどの問題がある。
- ・個人に対する直接サービスの増大から、ソーシャルキャピタル（地区組織活動）と協働した地域づくりを推進する機能の脆弱化がある。
- ・平成31年度に『長崎県保健師活動指針』が策定される。この活動指針を管内に周知定着させ、管内の保健師の保健活動の充実強化が必要である。
- ・令和5年3月に作成された「保健師人材育成ガイドライン」を基に、保健師の現任教育や人材育成の推進を図っていく必要がある。

【計画】

- ・五島市保健師の人材育成・現任教育推進のための支援
- ・管内保健師活動検討会を開催（年2回）

7 公共医療事業の向上及び増進に関する事項

7. 1 地域（保健）医療関係

【事業目的】

休日、夜間帯での救急患者に対応するため、初期・二次救急医療体制の整備を推進する。

【現状と課題】

- ・ 初期救急医療：医師会による在宅当番医制
- ・ 2次救急医療：救急告示医療機関（2病院、1診療所）による対応
- ・ 救急告示医療機関等では限られた医師や看護師等で対応しているため、地域住民に対して救急医療の適正な受診についての啓発が必要である。

【計画】

- ・ 休日在宅当番医の情報提供
- ・ 「救急の日」及び「救急医療週間」における啓発活動

8 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項

8.1 母子保健福祉対策

8.1.1 健やか親子21推進事業

【事業目的】

心身に障害を持つ児童や長期療養の必要な児童及び保護者に対し、療養環境の整備と療育相談支援体制の確立を図る。また、発達障害により特別な支援を要する児童と保護者に対し、適切な相談支援を実施し早期療育につなげるとともに、関係職員の資質向上と支援体制強化を行う。さらに、有効かつ的確な母子保健医療対策を推進することを目的とする。

【現状と課題】

- ・管内子育て支援・母子保健事業担当者連絡会を開催し、子育て支援・母子保健事業の効率的・効果的な事業運営を図る必要がある。
- ・発達障害児支援として、TTインストラクター養成講座は令和3年度、学童期TTは令和4年度に一旦終了としている。
- ・巡回療育相談は、関係機関との連携により実施することで、地域における総合的な相談の機会となっており、カンファレンスでは、個別の事例に関することに加え、地域の課題に関する共有・検討を行っている。
- ・R6年度に管内事業所が児童発達支援センター化予定。連携を強化し、療育環境整備を支援する必要がある。

【計画】

- ・管内子育て支援・母子保健事業担当者連絡会の開催（年1回）
- ・五島市との情報共有（随時）
- ・巡回療育相談の実施（年4回）
- ・発達障害に関する正しい理解の普及啓発(自閉症啓発デーの周知)

8.1.2 健やか親子サポート事業

【事業目的】

思春期の健全な母性父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等のライフステージに応じて、適切な自己管理ができるよう健康教育を実施する。また、身近な保健所において気軽に相談できる体制を確立すると共に、近年増加している不妊の課題にも対応するための体制をつくることにより「健やか親子21」の推進を図る。

【現状と課題】

- ・R5年度から「性と健康の相談センター」となった。事業変更に伴い、プレコンセプションケアの視点やライフステージに応じた切れ目のない支援を強化する必要がある。
- ・健やか親子相談についても関係機関と連携し支援を実施する必要がある。
- ・島外に思春期外来がなく、治療が必要な方は島外の医療機関を受診せざるを得ない。

【計画】

- ・健やか親子相談の実施 公認心理師（年6回） 保健所職員（随時）

- ・思春期健康教育の実施（1か所）
- ・妊産婦・子育て支援関係者研修会の実施（年1回）
- ・要保護児童対策地域協議会代表者会議への参画（年1回）
- ・実務者会議への参画（年3回）
- ・個別ケースについては、要望に応じてケース検討へ参画（随時）

8.1.3 小児慢性特定疾病医療費助成制度

【事業目的】

児童福祉法に基づき、特定の慢性疾病にかかり、長期にわたる療養を必要とする子の健全な育成を図るため、その治療の確立と普及を促進し、家庭の経済的な負担を軽減する。

【現状と課題】

- ・令和3年11月から26疾病が対象として加わり、16疾患群788告示疾患が対象となっている。
- ・特定医療費（指定難病）制度へ移行できる対象者については、20歳到達前に周知を行う必要がある。
- ・R3年度にこども家庭課が実施した実態調査では受給者の保護者は学校生活や就労に関する不安、自宅以外の子どもの居場所確保、同世代の子ども同士の交流等に不安を抱えている一方で、相談する場は家庭や医療機関に限られており、保健所も相談窓口であることを知られていないことが明らかとなった。
- ・R5年度より医療的ケア児支援センター内に自立支援員が配置された。センターと連携し、自立支援事業の個別支援を強化する必要がある。
- ・R5年度に小児慢性特定疾病児童を対象に実施した災害時の意識と備えに関するアンケートの中で、障害児（者）は日頃から薬、情報、設備、体調の悪化、トイレに関する問題を抱えていることが分かり、対応策として、五島版リーフレットを作成した。

【計画】

- ・申請窓口での情報提供や、保健所HP・広報誌などを活用し、住民へ周知する
- ・新規申請者や療養状況の変化に合わせて支援区分会議を実施
- ・五島保健所版自主防災に関するリーフレットの配布
- ・多目的トイレマップの作成

8.2 医療的ケア児支援

【事業目的】

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むため医療的ケアを必要とする児（以下、「医療的ケア児」という。）が、地域で適切な支援を受け安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携促進を図り、地域の支援体制を整備する。

【現状と課題】

- ・五島市ではR5.6月から訪問型レスパイト事業が開始されたが、レスパイト受け入れ医療機関はない。

- ・ R5.5月保育施設での医療的ケア児の支援に関するガイドラインが策定された。
- ・管内の医療的ケア児が在宅療養できるような体制が増えているため、関係機関との連携強化が必要。
- ・五島市自立支援協議会こども支援専門部会に参画し、課題に対する取り組みを推進することが必要。
- ・医療的ケア児の災害時の体制整備の一環として『災害時対応ハンドブック』の策定支援に取り組んでいる。

【計画】

- ・五島市自立支援協議会こども支援専門部会への参画
- ・必要時ケース会議の開催や、退院前カンファレンス等への参画（随時）
- ・「災害時対応ハンドブック」の作成や更新（必要時）
- ・災害時支援体制についての協議（必要時）

8. 3 介護予防対策

【事業目的】

五島市が効果的・効率的に介護予防の取組を展開するとともに、高齢者自身が地域において介護予防に主体的に取り組むことにより、高齢者が在宅で安心して自分らしく、生きがいを持って生活できる地域社会を目指す。

【現状と課題】

- ・五島市は、介護人材不足の現状があり、必要なサービスの提供が出来ない状況がある。リハビリテーション専門職員等と連携し、介護予防に取り組む必要がある。

【計画】

- ・五島市と五島地域リハビリテーション広域支援センターが協力しながら、リハビリテーション専門職を活用し、五島市介護予防事業を展開していけるように支援する。
- ・五島市と五島地域リハビリテーション広域支援センターが連携し、市・広域支援センター・保健所の3者における協議の場を令和5年度より設置している。協議の場を継続しながら、リハビリテーション専門職が関与できる体制の構築を図る。

9 歯科保健に関する事項

9.1 歯科保健対策

9.1.1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

【事業目的】

歯なまるスマイルプランⅢ及び健康五島きらり21（第3次）に基づき、五島市等と連携した歯科保健の取組の推進を図る。

【現状と課題】

五島市の3歳児のむし歯のない者の割合は増加傾向にあり、取組の成果が現れつつあるが、県の目標値は達成していないこと、学齢期の15歳の平均むし歯本数が県の目標値を達成していないこと、歯科健診の受診率が低いことが課題。

【計画】

- ・五島保健所歯科保健推進協議会の開催（1回／年）
- ・歯科保健担当者会議への参加（1回／年）

9.1.2 障害者巡回歯科診療事業

【事業目的】

障害者（児）巡回歯科診療の充実した活用を図る。

【現状と課題】

巡回歯科診療受診者の意見や市の情報等から、巡回歯科診療のニーズは高いと思われる。市及び関係機関と連携し周知及び対象者把握に努め、充実した活用に繋げておく必要がある。

【計画】

- ・今年度開催予定なし。

9.1.3 フッ化物洗口推進事業

該当なし

10 精神保健に関する事項

10.1 精神保健福祉対策

10.1.1 適正な精神医療の確保

【事業目的】

- ・精神障害者の人権に配慮した適切な医療の確保を図り、療養環境の向上を促進する。
- ・関係機関との連携による治療中断・未治療者等に対する危機介入や支援を行う。

【現状と課題】

- ・管内の精神科病院は1カ所。改正精神保健福祉法の遵守や新たな1年以上の長期入院患者がでないように精神科病院への指導が必要。
- ・令和4年12月16日付で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律において、精神保健福祉法が一部改正され、令和5年4月1日及び令和6年4月1日に施行される。施行に伴いスムーズな運用を図る必要がある。

【計画】

- ・地域精神保健医療福祉協議会の開催
- ・精神科病院の实地指導等（年1回）の実施
- ・精神保健福祉法に則った通報対応
- ・長崎県措置入院患者退院後支援の実施
- ・長崎県五島中央病院精神科医療保護入院患者退院支援委員会等への出席
- ・精神保健福祉法に則った届け出受理

10.1.2 精神保健福祉相談事業

【事業目的】

一般住民からの保健や医療についての専門相談、関係機関からの対応方法等の相談を受け、適切な対応及び支援を行い、精神疾患の早期発見及び適正医療の推進を図る。

【現状と課題】

- ・ケース支援については、所としての支援方針を明確にしたうえで、関係機関と支援方針について共有を図り、必要に応じて連携した支援を実施していくことが必要である。
- ・措置入院患者については、「長崎県措置入院者退院後支援の手引き」に則り、退院後も地域生活を送るために円滑な社会復帰等の支援を行う必要がある。

【計画】

- ・こころの健康相談の実施（精神科嘱託医（月1回）、職員（随時））
- ・所内ケース検討の実施
- ・訪問指導の実施
- ・県の手引きに則った措置入院患者退院後支援の実施

10.1.3 精神障害者社会参加促進事業

【事業目的】

- ・精神障害の正しい理解と対応ができるよう、地域全体の支援の質の向上を図る。
- ・ピアサポーター活動の理解促進
- ・島外の医療機関入院者及び支援者が五島内での生活をイメージできるようにする。
- ・当事者会や家族会の活動状況等の把握に努めて連携を図る。

【現状と課題】

- ・五島市自立支援協議会相談支援部会が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けた協議の場となっており、引き続き協議が図られるように支援していく必要がある。
- ・長期入院患者の退院促進や地域での安心した生活に繋がるためにはピアサポート活動も重要。ピアサポート活動が地域に浸透していないため、当事者及び支援者に対する啓発活動が必要。
- ・五島市に住所がある入院患者の約8割が島外医療機関へ入院している。島外医療機関との連携を図る必要がある。
- ・家族会、当事者会では会員の減少等により、自主的活動が困難となっている会がある。家族会や当事者会からの相談に応じた活動支援が必要である。

【計画】

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援
 - 五島市自立支援協議会への参画、五島市自立支援協議会相談支援部会への参画
 - 五島市自立支援協議会相談支援部会での「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けた協議
 - 五島地域精神保健医療福祉協議会にて報告・協議
 - 保健所実施の事業や住民が集う場等の機会を活用した啓発活動の実施
 - 「笑って交流『障がい者和い輪い』まつり」への協力
- ・ピアサポーター活動の理解促進
 - 相談支援部会とタイアップしたピアサポート活動に関する勉強会の開催
 - 精神保健福祉相談を通じた人材発掘
- ・五島市精神保健医療福祉障がい者支援マップの活用促進
- ・家族会や当事者会の活動支援（必要時）

10.1.4 高次脳機能障害支援普及事業

【事業目的】

高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図る。

【現状と課題】

- ・管内で高次脳機能障害の診断ができる医療機関は、五島中央病院・郡家病院・聖マリア病院の3施設。

- ・平成30年度より五島地域リハビリテーション広域支援センターが主催・五島保健所が共催により研修会を開催している。医療・介護・福祉関係者からの参加があり、地域での支援ネットワーク構築の足がかりとなっている。今後も研修会の開催等により、地域支援ネットワークと就労支援の推進が必要である。

【計画】

- ・相談対応（随時）
- ・五島地域リハビリテーション広域支援センターの支援（研修会等）
- ・普及啓発

10.1.5 自殺対策推進事業

【事業目的】

令和6年3月に五島市が策定した第2次五島市自殺対策計画に基づき、関係機関と連携・協働して自殺対策に取り組み、管内自殺者数の減少を目指す。

【現状と課題】

- ・「地域自殺実態プロファイル」においては、五島地域は「高齢者」「生活困窮者」の自殺者が多い。
- ・五島市は、自殺死亡率が高い状況にあり地域住民に向けて普及啓発を行っていく必要がある。
- ・平成20年度から自死遺族分かち合いの会を開催。平成24年度から保健所主催1回、五島市主催1回の年間計2回実施。遺族が安心・安全で参加しやすい環境づくりを行っていくとともに、自死遺族分かち合いの会を継続していく必要がある。
- ・令和6年3月に第2次五島市自殺対策計画を策定した。今後も五島市と連携した自殺対策の推進が必要となる。

【計画】

- ・五島市自殺対策計画に係る支援
- ・相談対応（随時）
- ・自死遺族分かち合いの会の開催（年2回）
- ・普及啓発

10.1.6 ひきこもり対策推進事業

【事業目的】

- ・五島市と協働しひきこもり支援の充実を図るとともに、市が実施する事業等への後方支援を行う。
- ・ひきこもり当事者や家族に対して、支援関係者と協働してより良い支援を行う。

【現状と課題】

- ・五島市社会福祉課がひきこもり支援担当窓口となっている。市が実施する事業等への後方支援が必要。
- ・支援の求めがあるひきこもり当事者や家族に対して、支援関係者と協働してより良い支援に結び付ける必要がある。

【計画】

- ・五島市社会福祉課（ひきこもり支援担当窓口）との連携強化及び後方支援
ひきこもり支援会議への参画（年2回）
五島市ひきこもり事業担当者との打合せ（年4回）
五島市実施のひきこもりサポート事業への協力（必要時）
ケースの後方支援（必要時）
- ・圏域拠点としての対応
当所による相談支援：精神保健福祉相談としての対応
関係機関と連携による支援
自助グループ立ち上げの支援（必要時）

10.1.7 精神科救急医療連携に関すること

【事業目的】

精神科救急患者や身体合併を有する患者への適切な医療の提供を図るための体制を確保する。

【現状と課題】

- ・救急要請について、家族や警察、病院と相談しながら対応することが出来ている。
- ・年に1回状況確認を実施し、必要に応じて、精神科救急医療連携関係者会議等の開催について検討する。

【計画】

精神科救急医療に関して精神保健医療福祉協議会で情報交換する（年1回）。

10.1.8 依存症対策総合支援事業

【事業目的】

依存症患者及び家族等の相談に対応する人材育成を図り、依存の程度に応じた当事者支援や家族支援を行うことができる体制を構築することにより、適切な相談窓口や支援に繋げる。

【現状と課題】

- ・依存症に関する相談は、主にアルコールに関する相談が多く、ギャンブルや薬物、ゲーム障害の相談は少ない。依存症に関する啓発と併せ、相談窓口の周知を図る必要がある。
- ・適切に支援に活かしていくために、職員や地域支援者の資質向上が必要。
- ・島内に自助グループがない状況が続いているため、必要に応じて自助グループに繋ぐことができるよう、県断酒会やDARCの活動状況の情報収集等を通じて連携していく必要がある。

【計画】

- ・依存症に関する普及啓発及び相談窓口の周知
- ・相談対応（随時）
- ・職員や支援関係者の資質向上

- ・ 自助グループ（県の断酒会、DARC）との連携

1 1 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項

1 1 . 1 難病対策

1 1 . 1 . 1 難病患者地域支援対策推進事業

【事業目的】

保健所を中心に医療機関、五島市の福祉部門等との連携し、在宅療養中の患者へ支援を行い、安定した療養生活の確保及び生活の質の向上を目指す。

【現状と課題】

- ・ 特定医療費受給者は、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病、全身性エリテマトーデスの疾患が多い。
- ・ 主な神経難病（脊髄小脳変性症、パーキンソン病）の患者は、高齢者が多い。在宅療養中の患者については、多くが介護保険を利用しており、療養支援の中心はケアマネージャーが担っていることが多い。
- ・ 管内に難病患者会はなく、患者・家族同士が情報交換を行う場は少ない。特定医療費受給者証の申請時に本土患者会等の紹介。医療相談会等に合わせ患者・家族同士の情報交換を行う場を設ける必要がある。
- ・ 災害対策に関して、地域全体として支援体制を整えていく必要がある。

【計画】

- ・ 支援の必要性が高い在宅療養中の神経・筋疾患患者を対象とした所内検討会を定期的（年4回以上）に開催し、個別の支援計画を立てる。ただし、困難事例については、必要時に検討会を開催する。
- ・ 支援計画に基づき、訪問または面接を行う。
- ・ 必要時にヘルパー研修会や医療相談会を開催する。
- ・ 医療依存度が高い（電源の確保が必要な）在宅療養中の患者や自力避難が困難な在宅療養中の患者については、災害時の対応を五島市等と協働し、体制整備を図る。

1 1 . 1 . 2 特定医療費（指定難病）支給認定制度

【事業目的】

発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾患であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもののうち、指定難病にかかる疾病に関する医療の確立・普及を図ると共に、難病患者の医療費の負担軽減を図る。

【現状と課題】

- ・ 管内の特定医療費（指定難病）受給者数404名（令和6年3月31日現在）
- ・ 令和6年4月から3疾患増え、対象は341疾患となっている。

【計画】

- ・ 申請受付や相談への適切かつ迅速な対応の実施

1 2 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項

1 2. 1 感染症対策

1 2. 1. 1 感染症予防事業

【事業目的】

- ・感染症の発生の予防及びまん延防止のため、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表を行う。また、迅速かつ正確な検査体制の整備に努める。
- ・感染症の患者に対する適切な医療を提供するために感染症指定医療機関など医療体制を構築し、感染症対策に必要な基盤を整備する。

【現状と課題】

- ・各種啓発週間、研修会開催時、届出感染症発生時に、市町、関係団体、地域職域連携推進協議会等と連携し啓発活動を実施している。引き続き、感染症の発生動向や正しい知識、感染対策について、周知・啓発が必要。
- ・医療提供施設等の従事者を対象とした研修会を例年開催している。

【計画】

- ・感染症発生時対応（法令に基づく疫学調査や各種マニュアル等に基づく指導）。
- ・五島保健所地域感染症等対策協議会の開催（年1回）。
- ・感染症対策研修会（出前講座を含む）の開催（年2回以上）。
- ・感染症の発生予防及びまん延防止のための啓発。

1 2. 1. 2 感染症発生動向調査事業

【事業目的】

1 類感染症から5類感染症（全数及び定点）について、発生動向調査を行い、正確な情報把握・分析と情報発信により、感染症の拡大を防止する。

【現状と課題】

- ・昭和57年度から「結核・感染症サーベランス事業」（現：NESIDの結核・全数）が開始され、特定届出感染症の発生動向を各保健所で把握し、県を通じて国に報告している。
- ・平成11年度から感染症発生動向調査事業（現：NESIDの週報・月報）を開始。現在は県が県医師会に委託し、県医師会から指定された定点医療機関を通じて、週・月単位で感染症の発生動向を把握している。情報は保健所から県、県から国へ報告され、国から県、県から保健所、保健所から関係機関に還元している。

【計画】

感染症発生情報の迅速かつ正確に収集・報告・還元する。

1 2. 1. 3 予防接種事業

【事業目的】

市民からの相談対応と、関係機関に対する指導を行うことで、安全かつ円滑な予防接種行政の推進を図る。

【現状と課題】

- ・ 予防接種法第5条第1項に基づく、定期予防接種の指示。
- ・ 住民に対する情報提供と相談対応。
- ・ 予防接種事故、副反応報告発生時の対応。

【計画】

- ・ 予防接種法第5条第1項に基づく定期予防接種の指示。
- ・ 予防接種に関する相談対応。
- ・ 事故発生時に医事担当者と連携した医療機関指導（調査・再発防止策）。

1 2.1.4 肝炎対策事業

【事業目的】

肝炎ウイルスに感染すると、肝炎から肝硬変、肝がんに移行することから、普及啓発、検査・診療体制の確保により、感染拡大の防止と感染者の重症化予防を図る。

【現状と課題】

- ・ 肝炎ウイルス検査体制として、①県・保健所による「特定感染症等相談・検査事業」、②県医師会による「長崎県肝炎ウイルス検査医療機関委託事業」、③五島市による「健康増進事業肝炎ウイルス検査」を実施。
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者の管理・重症化予防として、①五島市による「五島市肝炎対策登録管理事業」、②県・保健所による「肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業」、③県・保健所による「長崎県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業」を実施。

【計画】

- ・ 五島保健所地域感染症等対策協議会における肝炎対策事業の評価（年1回）
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者を漏れなく精密検査受診と定期通院・検査に繋げる。
- ・ 肝炎ウイルス検査を含めた肝炎対策についての啓発（7月肝臓週間他）
- ・ ウイルス性肝炎についての相談・検査の実施
- ・ 肝炎受給者証の受付申請処理を滞りなく行う。

1 2.1.5 エイズ・性感染症予防事業

【事業目的】

性感染症予防、早期発見及び早期治療のため、正しい知識の普及、情報の収集及び分析を行う。

【現状と課題】

- ・ 県、保健所では「特定感染症等相談・検査事業」を実施しているが、HTLV-1の実績が少ない。
- ・ 各種啓発週間や研修会等を活用し、性感染症予防及び相談・検査に係る周知・啓発を実施。

【計画】

- ・各種啓発週間（6月HIV検査普及週間、11月世界HTLVデー、12月世界エイズデー）や成人式、研修会等を活用した啓発の実施
- ・保健所における性感染症相談・検査の実施
- ・HTLV-Ⅰ相談、検査の充実
- ・研修会等を活用し、性感染症出前講座について周知。希望があった学校に対して、出前講座を実施する。
- ・医療従事者を対象とした梅毒に関する研修会の開催

12.1.6 麻疹・風疹予防対策事業（風疹抗体検査等を含む）

【事業目的】

適切な情報提供や予防対策を推進し、感染防止及びまん延防止を図る。

【現状と課題】

- ・麻疹に関しては、日本は2015年にWHOから排除認定を受けているが、海外からの持ち込み症例を発端とした患者発生、感染拡大などの流行は見られている。今後、県内でも発生する可能性もあり、普及啓発が必要である。
- ・風疹に関しては、平成30年から令和元年にかけ、全国での報告数が増加したため、感染予防及びまん延防止を目的として、公的に予防接種を受ける機会がなかった男性を対象に定期予防接種が開始された。県では令和2年以降、発生の報告はないが、妊婦の感染による胎児への影響等を予防するためにも引き続き、普及啓発を行う必要がある。また、当所での検査及び市町による抗体検査・予防接種等を周知することも必要である。

【計画】

- ・麻疹・風疹発生時の迅速な積極的疫学調査・周知啓発等の実施
- ・長崎県風しん抗体検査の実施
- ・市町での「風疹の追加的対策」に係る周知・啓発の実施

12.1.7 検疫

【事業目的】

国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶又は航空機に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講ずる。

【現状と課題】

- ・平成29年度、平成30年度に関係機関と検疫対応についての協議を実施。
- ・平成29年度に保健所検疫マニュアルを作成、整備。
- ・平成30年度に国際チャーター便に伴う福江空港検疫を実施。
- ・海上保安庁からの検疫相談通報等が年に1～2件程度ある。

【計画】

- ・適切な検疫対応の実施（依頼時）

- ・ 検疫体制の確保に向けた関係機関との協議等（必要時）

1 2. 2 結核対策

1 2. 2. 1 結核予防対策推進事業

【事業目的】

- ・ 結核に関する正しい知識の普及を図る。
- ・ 適切な診断に基づく適正な医療を促進し、確実な治療完遂を図る。
- ・ 結核発生動向調査事業による結核患者の受療状況把握を行う。
- ・ 適切な健（検）診を実施し、結核のまん延を防止する。

【現状と課題】

- ・ 潜在性結核を除く新登録患者数は、平成 30 年 4 件、令和元年 0 件、令和 2 年 2 件、令和 3 年 4 件、令和 4 年度 4 件、令和 5 年 5 件
- ・ 結核診査専門部会の開催（概ね月 1 回）
- ・ 結核接触者健診、管理検診の受診率は 100%

【計画】

- ・ 結核診査専門部会の開催（概ね月 1 回）
- ・ 結核管理検診、接触者健診の 100% 実施
- ・ 結核発生動向調査事業の実施
- ・ 外国人結核患者発生時の対応と健康診断等予防施策に係る連携・指導

1 2. 2. 2 結核対策特別推進事業

【事業目的】

- ・ 地域の事情に応じた結核予防のための体制整備や正しい知識の普及等を推進することにより、結核の発生の予防及びまん延の防止を図る。
- ・ 高齢者施設や医療機関、行政の地域連携体制を強化し、結核を早期に発見し早期対応することで感染拡大を防止する。

【現状と課題】

- ・ 地域で療養している全結核患者へのDOTS実施
- ・ 管内の新登録患者は高齢者に多い（約7割が高齢者）

【計画】

- ・ 全結核患者を対象にDOTSの実施
- ・ 地域の関係機関と連携した結核コホート検討会の開催（年 1 回）
- ・ 高齢者の早期発見・早期受診に向けた「高齢者早期発見チェックリスト」の普及・指導
- ・ 医療機関や施設を対象とした結核実務者研修会の実施
- ・ 結核予防週間（9月24日～30日）時に啓発

13 衛生上の試験及び検査に関する事項

13.1 衛生上の試験及び検査に関すること

【事業の目的】

関係法令に基づき各種検査を行い、感染症及び食中毒の発生予防、まん延の防止を図るとともに、正確かつ迅速に結果を提示することにより科学的根拠に基づく行政対応と住民に対する安全・安心が確保される。

【現状と課題】

- ・ 検査に対する質や精度、さらには迅速性が求められている。
- ・ 試験・検査業務は福祉保健分野、県民生活分野、環境分野があり、地域の特性や課題に応じた検査及び調査には分野を超えた調整等が必要である。

【計画】

- ・ 地域の特性に合わせた、各種計画や法に基づく検査・採水・検体送付等の実施
- ・ 食中毒（疑い含む）、苦情等に係る食品等の原因究明のため、迅速で適切な検査の実施
- ・ 感染症のまん延防止のため、迅速で適切な接触者等健康診断の実施
- ・ 検査機器等設備の適正な保守管理
- ・ 食品衛生検査施設業務管理基準（GLP）の遵守による検査精度向上と信頼性確保の取組み

14 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

14.1 健康危機管理機能強化

【事業目的】

地域における健康危機の未然防止に努め、大規模災害等を含む健康危機事案発生時に迅速かつ適切に対応するために、健康危機管理体制を強化する。(災害時健康危機管理対策、新興感染症対策、鳥インフルエンザ対策、原子力防災訓練事業、学校危機へのこころの緊急支事業)

【現状と課題】

- ・個別マニュアル等を整備し、体制整備を進めている。(災害時対応アクションカード、新興感染症対策、鳥インフルエンザ対策)
- ・各種研修会を開催し、関係機関への啓発を進めている。(災害時健康危機管理対策、新興感染症対策、鳥インフルエンザ対策)
- ・各種訓練を実施し、関係機関との連携を深めている。(災害時健康危機管理対策、新興感染症対策、鳥インフルエンザ対策)
- ・各種研修会及び訓練へ職員を派遣し、健康危機管理に対する職員の資質向上を図っている。(災害時健康危機管理対策、新興感染症対策、鳥インフルエンザ対策、原子力防災訓練事業、学校危機へのこころの緊急支事業)

【計画】

- ・各種研修会の開催(新興感染症対策、鳥インフルエンザ対策)
- ・大規模災害等健康危機管理訓練及び研修の実施(災害時公衆衛生活動に関する合同机上訓練、広域災害医療情報システム(EMIS)入力・活用訓練等)
- ・各種研修会及び訓練へ職員を派遣する。(災害時健康危機管理対策、新興感染症対策、鳥インフルエンザ対策、原子力防災訓練事業、学校危機へのこころの緊急支援事業)

14.2 健康ながさき21推進、地域・職域連携推進

14.2.1 たばこ・アルコール対策事業

【事業目的】

常習性が高く、生活習慣病等への影響が大きいたばこ・アルコールについて、地域住民の健康被害に関する知識や自己管理能力の向上につなげるための普及・啓発活動等を行う。

【現状と課題】

- ・2020年4月に健康増進法の改正が施行されたことにより、望まない受動喫煙を防止する措置がとられるようになった。今後も、望まない受動喫煙防止の周知、啓発を行っていく必要がある。
- ・R4年度に五島市内の事業所及び従業員に対し、「事業所における喫煙状況等調査」「たばこについてのアンケート」を実施し五島市内の現状把握を行った。結果、法改正前と比べ屋内禁煙の事業所は増加していた。その一方で、個人の喫煙率について、喫煙する者の割合は23.2%であり、年代別で見ると20代が最も高く43.8%であった。また、受動喫煙に暴露され不快と感じた場所について、「飲食店」が最も多かつ

た。引き続き事業所における受動喫煙防止について啓発するとともに、若年層の喫煙率を下げるために未成年に対してたばこについての正しい知識の啓発・教育の充実が必要である。併せて飲食店対しても禁煙・分煙の普及啓発を行い、望まない受動喫煙をなくす必要がある。

- ・アルコール対策事業として生活習慣病予防の観点から、適正な飲酒量について普及啓発を行う必要がある。

【計画】

- ・健康増進法の一部改正に係る第二種施設への制度周知と指導
- ・飲食店に対する受動喫煙防止対策の推進
- ・衛生環境課と連携した未成年者への教育
- ・地域職域連携推進協議会と連携した受動喫煙対策の推進
- ・健康づくりニュース等を活用した情報提供の実施

1 4.2.2 がん対策事業

【事業目的】

長崎県では、平成20年3月にがん検診の推進、がん診療連携拠点病院等を中心とした地域連携体制の整備、離島等も含めたがん医療の水準向上などへの取組を内容とした「長崎県がん対策推進計画」を策定し、同年7月に「長崎県がん対策推進条例」が施行され、これらの計画・条例に基づく事業を展開してきたが、本県におけるがんによる死亡率は依然として高い水準にあることから、合併症の発症や症状の進展などの生活習慣病重症化に対する予防に重点を置いた対策についても併せて推進する必要がある。

【現状と課題】

- ・五島市では、胃がん、肺がん、乳がん検診の受診率が県平均と比べて低い。特に胃がん、子宮がん、乳がんは個別健診に対応できる医療機関が少ない。
- ・五島市では、死亡率は悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の順に高い。
- ・職場における健診や健康教育等が実施されやすい環境を整えていく必要がある。

【計画】

- ・地域職域連携推進協議会等を利用したがん検診受診率向上の検討
- ・関係者や一般住民へ機会をとらえた情報提供の実施
- ・肝臓がんの予防を目的とした肝炎ウイルス検査の普及啓発

1 4.2.3 栄養・食生活による健康づくり事業

【事業目的】

栄養・食生活に関する正しい知識の普及及び食環境の整備により、地域住民の生活習慣病等の予防を図る。

【現状と課題】

- ・平成29年度に実施した「五島市民の食生活実態調査」の結果では、野菜を食べるよう意識している人が少なく、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を実践してい

る男性の割合が低かった。バランスのとれた食事の重要性を普及し、適切な量と質の食事をしている人を増やす必要がある。

- ・長崎県では「健康革命」を目標に掲げ、健康寿命延伸のための事業展開を行っており、毎月8日を「減塩・野菜の日」と制定して啓発を行っている。
- ・令和2年度から「健康づくり応援の店」の基準が改定され、新制度として登録店の募集を開始した。また、栄養バランスを考えた食事として「ながさき健味んメニュー」を提案し、普及啓発を図っている。今後、健康的な食事を選択できる環境を整備する必要がある。

【計画】

- ・健康づくり応援の店やながさき健味んメニューの基準の周知と新規登録の啓発
- ・「減塩・野菜の日」の普及啓発

14.2.4 こころの健康づくり、その他

【事業目的】

精神疾患等の予防などを内容とする「こころの健康づくり」に向け、働く世代へのストレス対策、うつ病対策、自殺対策等を実施する。

【現状と課題】

- ・平成28～29年度にかけて、五島市内の小規模事業所を対象とした「健康づくりに関する意識調査」を実施し、現状把握を行った。
- ・令和5年2月に長崎県公式アプリ「ながさき健康づくりアプリ」をリリースし、県民の身体活動・運動に関する健康づくりを推進している。

【計画】

- ・地域・職域連携推進事業との連携
- ・働く世代へのメンタルヘルス講話の実施
- ・身体活動・運動について、アプリの登録推進及び健康づくりニュース等を活用した情報提供の実施

14.2.5 地域・職域連携推進事業及び職場の健康づくり応援事業

【事業目的】

地域住民が自己管理能力を向上させるとともに、健康づくりを支える環境を改善していくことで、生活習慣が原因となる疾患の発症を防止し、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上等を実現する。

地域・職域において健康づくりにかかる各種事業を効果的に実施するため、地域内の事業者等と連携し、就業者等への情報発信を行うことで、健診実施率や各種予防事業等利用率の向上を図る。

【現状と課題】

- ・R4年度に地域・職域連携推進協議会が主催となり、管内事業所及び従業員を対象に「事業所における喫煙状況等調査」「たばこについてのアンケート」を実施し五島市内の現状把握を行った。（結果については14.2.1 たばこ・アルコール対策

事業を参照)引き続き、職域と連携し、望まない受動喫煙を防止する地域づくりが必要である。

- ・ R2～R4年度の特設健診・がん検診はコロナ禍の影響を受け、受診率がコロナ禍前のR1年度より低下している。ICTの普及を活用し、コロナ禍前の受診率への回復及び受診率向上に向けて、職域との情報交換を行っていく必要がある。
- ・ 健康づくりに関心を持ち実践する事業所が増えるよう、「ごとう健康づくりニュース」の内容を地域密着型とし、充実させる必要がある。

【計画】

- ・ 地域・職域連携推進協議会（年1回）
- ・ ごとう健康づくりニュースの発信（年4回）
- ・ 事業所が利用できる「職場の健康づくり応援事業」について情報発信し、事業の利用促進を図る。

14.3 地域リハビリテーション推進

【事業目的】

高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で、生き生きとした生活を送ることができるよう、地域においてリハビリテーションが適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図る。

【現状と課題】

- ・ 五島地域リハビリテーション広域支援センターは、長崎県五島中央病院に指定。協力施設は、令和6年度より13施設等となり、圏域を3ブロックに分けて地域密着型の取組の推進を図っているが、奈留地区などの二次離島もあり、地理的な難しさもある。また、協力施設の所在地も福江地区に集中している。
- ・ 広域支援センターと協力施設との連携についても、広域支援センターの活動に協力施設を上手く巻き込めておらず、地域密着型の推進体制の構築にも支障が出ていた。令和6年4月1日より、協力施設を活動テーマ内容ごとに部会化し、協力施設を巻き込んだ運営体制に変更となった。
- ・ 圏域には、令和5年10月1日現在で、55名のリハビリテーション専門職がいるが、五島市の総合事業に関与しているリハビリテーション専門職は限られている。また、関与したい思いがあっても、所属長の理解や、介護保険法、五島市の地域包括ケアシステム構築に関する現状や課題を知ることや、リハ専門職が関与することの意義を理解することが必要であり、専門職の人材育成も必要である。そのため、令和5年度長崎県介護予防・自立支援事業のモデル圏域事業に取組み、広域支援センターの地域密着型の取組と五島市の総合事業等の取組とが連動した体制の構築を目指し、五島圏域モデルルールを作成し、広域支援センターにおける専門職の人材育成研修の一環としての研修カリキュラムと、リハビリテーション専門職の派遣調整窓口の役割を果たす体制の構築を目指すこととなった。
- ・ 持続可能なリハビリテーション専門職の関与のためには、協力施設を増やすことが必要であり、今後もリハビリテーション専門職が所属する機関の長への理解促進が必要である。

【計画】

1. 五島地域リハビリテーション連絡協議会の開催（年1回・1月）
2. 五島地域リハビリテーション広域支援センター運営に関する支援等
 - 1) 各種会議への参画
 - ・広域支援センターと当所との連絡会の開催（4月）
 - ・広域支援センターの運営委員会への参画（6月、1月）
 - ・広域支援センター連絡会議及び保健所担当者との合同会議への参画（年2回）
 - ・長寿社会課における広域支援センター現地調査への同行（年1回）
 - ・その他必要に応じて広域支援センターとの意見交換を実施する。
 - 2) 五島圏域モデルルールに即した人材育成研修への協力
 - 3) 協力機関を増やすための取り組みへの協力

1 4. 4 地域包括ケアシステム推進

【事業目的】

住民が高齢、障害を持っても住み慣れた地域や家庭で自分らしい暮らしを続けることが出来るように、医療・介護・福祉等の関係機関等が連携して支える社会システムとして「地域包括ケアシステムの構築を推進する。

【現状と課題】

- ・五島市は平成29年4月に「地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置。また、平成27年度から「五島市在宅医療連絡会」を開催している。
- ・平成30年4月に在宅医療・介護連携相談センターを開設。また、在宅医療・介護連携ノート「ちゃんここノート」を作成しており、地域で活用・定着が必要となっている。
- ・令和元年度には、五島市が在宅医療・介護に関する社会資源調査を実施し、その結果として『医療と介護のしおり』を作成し、活用している。
- ・令和5年度に長崎県の介護予防・自立支援事業の五島モデル圏域として取組み、広域支援センターの地域密着型の取組と市の総合事業とが連動した体制作りの基盤として、五島圏域モデルルールを作成し、リハビリテーション専門職の人材育成並びに派遣体制の構築の仕組みを決めた。今後は、圏域モデルルールに則り、各機関の役割を果たしていく必要がある。

【計画】

1. 情報収集・現状分析・相談相手
 - 1) 五島地域リハビリテーション広域支援センター・五島市・保健所連絡会の継続開催
 - 2) 担当者との情報交換・意見交換（随時）
 - 3) 自立支援型地域ケア会議への参画
 - 4) 地域ケア会議への出席
 - 5) 五島市地域包括ケアシステム連絡協議会部会への参画
 - 6) 五島市在宅医療連絡会への出席
2. 関係機関とのつなぎ
 - 1) 五島地域リハビリテーション広域支援センター主催のリハビリテーション専門

職人材育成研修への市・保健所の協力

2) リハビリテーション専門職が所属する機関の長の理解促進

【市町単位ではできずに、保健所が担えること】

1. 関係機関とのつなぎ

1) 五島地域リハビリテーション連絡協議会での報告 (1回)

2. 専門的支援

1) 長崎大学医学部保健学科教授との事業検討 (2~3回)

1 4. 5 情報の収集、整理及び活用

【事業目的】

情報の収集、整理及び活用を積極的に行う。

関係機関や地域住民に、分析を加えた情報を、わかりやすく、タイムリーに発信する。

【現状と課題】

- ・保健所には、人口動態統計、地域保健・健康増進事業報告などの各種統計調査や保健衛生に関する各種台帳など多くの情報が集まる。
- ・先駆的事业に向けた調査・研究、地域診断など、目的に応じて収集する各種情報を分析、加工することにより、役立つ情報にする必要がある。
- ・各協議会において、必要なデータを加工し提供している。

【計画】

- ・保健・医療・福祉に関する情報の収集、分析、加工等の情報管理及び蓄積
- ・関係機関とのネットワークを活用した幅広い情報の収集による地域課題の把握
- ・ケーブルテレビなどの広報媒体を利用した関係機関及び住民への分かりやすい情報提供
- ・ホームページによる最新情報の提供

1 4. 6 調査及び研究

【事業目的】

- ・地域の健康課題を的確に保健衛生施策に反映し、科学的知見を踏まえた実施後の評価を行うために、「地域の実態把握」や「検証」などの調査研究を行う体制を整備する。
- ・調査研究の企画や成果については、情報交換を行い、先駆的に取り組んだ調査結果の成果が、本庁及び保健所の事業等に反映されるようにする。

【現状と課題】

保健所活動の充実・強化のため、大学などの研究機関との共同研究を推進する必要がある。

【計画】

予定なし